

# 自治基本条例 (平成23年条例第2号)



自治基本条例  
の全部の条文  
と解説が載つ  
てあるよ

## 目次

前文	第1章 総則(第1条～第2条)
第2章 情報の共有(第3条～第5条)	第2章 市民参加の推進
第3章 市民参加の推進	第3章 市政運営(第15条～第20条)
第4章 市民参加の推進	第4章 他の自治体等との連携・協力(第6条～第14条)
第5章 市民参加の推進	第5章 議会及び議員(第23条～第24条)
第6章 市長及び職員(第25条～第26条)	第6章 自治基本条例の実効性の確保(第27条～第30条)
第7章 市長及び職員(第25条～第26条)	
第8章 市長及び職員(第25条～第26条)	
附則	

## 前文

牧之原市は、恵み豊かな駿河湾と日本一大茶園をはぐくむ牧之原台地に抱かれた自然豊かなまちです。平成17年10月11日に相良町と棟原町が合併して誕生し、まちづくりの基本理念「幸福実現都市」のもと、新たな歩みを始めました。

私たちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもつて心豊かに安心して暮らしていくけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めるものとする。

2 市長等及び議会は、市民参

加により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に市の仕事へ反映するよう努めるものとする。

3 市長等及び議会は、市民参

加の機会を多様に提供するとともに、参加の権利を基本にまちづくりを進めるものとする。

4 市長等及び議会は、市民参

加の権利を確かなものとするための原則を明記し、主としてまちづくりの権利を有する。市民による自主性と自立性に基づくものであるとされています。

5 市長等及び議会は、市民参

加の権利について定めています。ただし、その活動は、市民の自主性と自立性に基づくものであるとされています。

6 市長等及び議会は、市民参

加の権利について定めています。ただし、その活動は、市民の自主性と自立性に基づくものであるとされています。

7 市長等及び議会は、市民参

## 説明

### 市民参加の権利

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

本条の規定の趣旨は、市民投票を市政への市民参加を進める方法の一つとして位置付けるものであります。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### コミュニケーションにおける市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### コミュニケーションにおける市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### コミュニケーションにおける市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### コミュニケーションにおける市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### コミュニケーションにおける市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### コミュニケーションにおける市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### コミュニケーションにおける市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### コミュニケーションにおける市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### コミュニケーションにおける市民の役割

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民投票制度

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 審議会等の運営

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

## 説明

### 市民の役割</h